

研究論文

わが国の資本制度に関する一考察
—表示形式と最低資本金制度廃止を中心として—

紙 博 文

A Study of the Capital System in Japan

Hirofumi KAMI

【要 約】 本稿では、わが国の資本制度における資本の部の表示形式の経緯、とりわけ平成13年改正商法前後を中心として資本制度の変化と変質を資本の部の表示形式の変化より確認している。また、平成18年の会社法施行による資本の部（純資産の部）の表示形式の意義とそこでの最低資本金制度の廃止にかかる資本制度の在り方を問うている。

会計的観点からは平成13年の商法改正により資本の部が変化し、平成18年施行の会社法でそれがより大きな変化となり変質してしまった。そこでは表示形式は定められているものの会計の使命とする“資本と利益の区別”、資本維持等の“姿”とそれが持つ会計的な役割を当該表示形式からはみることとはできない。

他方、会社法の施行時において会計サイドからも最低資本金制度の廃止について多く否定的な議論が発信されたものの現在（平成25年末）、それほど意見の発信はみられない。それはこうした制度が既に定着してしまい、もう会計（理論）の届かないところへ行ってしまったのかもしれない。

キーワード：純資産、資本制度、資本金、表示形式、資本取引と損益取引、分配規制

I はじめに

本稿の目的は、わが国の資本制度における資本の部の表示形式の経緯、とりわけ、平成13年改正商法前後を中心として資本制度の変化と変質を資本の部の表示形式の変化より確認するとともに平成18年の会社法施行による資本の部（純資産の部）の表示形式の意義とそこでの最低資本金制度の廃止にかかるわが国の資本制度の在り方を問うことである。

II わが国の資本の部の表示形式の変遷

1. 現在の純資産の部の表示

図表 -1-1

会社計算規則 第76条(平成18年2月7日)法務省令)最終改正 平成25年5月29日

(純資産の部)

I 株主資本

1. 資本金
 2. 新株申込証拠金
 3. 資本剰余金
 - (1) 資本準備金
 - (2) その他資本剰余金資本剰余金の合計
 4. 利益剰余金
 - (1) 利益準備金
 - (2) その他利益剰余金
××積立金
繰越利益剰余金
 5. 自己株式
 6. 自己株式申込証拠金
- 株主資本合計

II 評価・換算差額等

1. その他有価証券評価差額金
 2. 繰延ヘッジ損益
 3. 土地再評価差額金
 4. 為替換算調整勘定
 5. 退職給付に係る調整累計額
- 評価・換算差額等合計

III 新株予約権

- 新株予約権
- 純資産合計

図表 -1-2

企業会計基準第5号（平成18年12月9日公表）による「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「企業会計基準第1号（平成18年8月11日公表）」¹⁾による。最終改正 平成25年9月13日

純資産の部

I 株主資本

1. 資本金
2. 資本剰余金
 - (1) 資本準備金
 - (2) その他資本剰余金資本剰余金の合計
3. 利益剰余金
 - (1) 利益準備金
 - (2) その他利益剰余金
××積立金
繰越利益剰余金
5. 自己株式

株主資本合計

II 評価・換算差額等

1. その他有価証券評価差額金
 2. 繰延ヘッジ損益
(為替換算調整勘定)
 3. 退職給付に係る調整累計額
- 評価・換算差額等合計

III 新株予約権

新株予約権

純資産合計

現在の会社計算規則並びに会計基準による純資産の表示形式を上記に示したが、それは平成15年（2003年）商法施行規則（図表-5 27頁参照）とは、次の点で大きく異なっている。

- ① 「資本の部」が「純資産の部」と改められた。
- ② 「純資産の部」が「株主資本」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」と3項目に大別された。
- ③ 株主資本は、「資本金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」に区分された。

¹⁾ 企業会計基準第1号（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）の「結論の背景」には平成13年改正商法による新たな配当可能財源を表示するため「資本剰余金」の内訳項目として「その他資本剰余金」項目を設けたとして次のように述べられている。「…（平成13年）改正商法により資本準備金の取崩によって生ずる剰余金が発生し、また資本金の取崩によって生ずる減資差益が資本準備金に計上されなくなったことから、株主からの払込資本でありながら資本金、資本準備金では処理されないものが生ずることになった。…自己株式処分差益もそのケースに該当する（52項）…これらに対応するために、資本性の剰余金を計上する資本剰余金の区分を設け、商法で定める資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金に区分する（53項）、…また、資本剰余金の区分を設けるのに合わせ、利益性の剰余金を計上する利益剰余金の区分を設ける（54項）…（傍点は筆者）」。すなわち、それは「払込資本」であるにもかかわらず“配当可能財源である”と表示するためでもある。他方、商法サイドは、法務省民事局が「…企業会計の資本と利益の区別の考え方に対応するため、貸借対照表の資本の表示を変更し、従来の資本金、法定準備金及び剰余金という区分から資本金、資本剰余金及び利益剰余金という区分にする…（傍点は筆者）」と述べている。

④ 利益剰余金の区分に「繰越利益剰余金」²⁾の項目が設けられた。

当初、純資産の部を株主資本³⁾と「その他の純資産」に区分し、「その他の純資産」の中を評価・換算差額等や新株予約権に区分する議論もあったようだが、株主資本をその他の項目と比べてより強調するために、そしてまたその他の純資産を一括りにする意義も薄いことから採用は見送られたようである⁴⁾。

株主資本にかかる項目は、当期純利益(損失)をみる重要な項目であり、それらは、未だ実現していない評価・換算差額等や未だ払込みされていない新株予約権の項目等とは区別する必要があったと思われる。

2. 資本の部の表示形式の変遷

これまでの資本の部の表示形式の経緯みると平成13年(2001年)6月の商法の改正(以下、「平成13年改正商法」という)を区切りとして、その前、そしてその後、平成18年(2006年)5月の会社法施行以降にいたる3つの期間に分けることができる。それはこの期間の資本の部が従来のものと比べてドラスティックに変化し変質・変容してしまったからである。

本来、資本の部の表示形式はそれがもつ特質と軌を一にし、具体化された“姿(=カタチ)”としてあらわされるものだが、上述した期間での商法から会社法に向けての一連の改正をみると必ずしもそのようにはなっていない。すなわち、その表示形式が資本の特質や機能をあらわすものとはなっていないのである。

本節では資本の部の表示形式の変遷を示すが、それは上述したように平成13年を境界として、(1) それ以前の表示(「旧商法による表示期間」という)、(2) 平成13年改正商法後の表示期間、(3) 会社法施行以降に分けて考察を進める。そして、(1) では「企業会計原則」による表示、同じく(2) 及び(3) では、既に述べたが、図表1-1(会社計算規則)、図表1-2(企業会計基準第5号[平成18年12月公表、以下「会計基準5号」という])。また、企業会計基準第1号[平成18年8月公表]以下、「会計基準1号」という])による。また、商法による表示は、(1) では計算書類規則(平成12年3月改正施行、以下「計算書類規則」という)、(2) では計算書類規則(平成13年10月施行、以下、「改正計算書類規則」という)又は平成15年商法施行規則(以下、「平成15年施行規則」という)に従い、(3) は会社計算規則、企業会計基準によることとする。

²⁾ これまでの当期純利益と繰越利益に代えて新しく設けられたものである。その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目で表示するが、それ以外の項目をこの「繰越利益剰余金」として表示する。以上、企業会計基準第5号35項。

³⁾ 中村([2006], 13頁)は、株主資本という新たな概念について「…アメリカでは純資産は持分(Equity)と呼ばれ、株式会社の場合は株主持分である。しかしわが国では株主持分という概念を採用せず、それより狭い株主資本というわが国固有の概念を採用している…」として、それはわが国固有の概念であることを述べている。

⁴⁾ 企業会計基準第5号31項。

(1) 平成 13 年改正商法前

① 企業会計原則—旧商法による表示—

図表 -2

昭和 57 年（1982 年）4 月 企業会計原則
（第三 貸借対照表原則 四 （三）資本 A～D）による資本の部の表示

I 資本金

II 剰余金

- (1) 資本準備金
 - ・ 株式払込剰余金
 - ・ 減資差益及び合併差益
- (2) 利益準備金
- (3) その他の剰余金
 - ・ 任意積立金
 - ・ 当期末処分利益

企業会計原則の資本の部は、「資本金」、「剰余金」に大別されている。また、「剰余金」の部は、「資本準備金」と「利益準備金」、「その他の剰余金」と3つに区分されている。ここでは、前段の「資本金」及び「資本準備金」が「資本取引」を、また後段の「利益準備金」及び「その他の剰余金」が「損益取引」をあらわしている。資本準備金と利益準備金は、その性格が異なる⁵⁾にもかかわらず、剰余金の内訳科目として区分されているが、これは会計が、剰余金を資本金以外の全てを含む概念として広く捉えていることを示したものである。ここでの表示は、「資本と利益の区別の原則」に従ったものとなっている。

② 商法における資本の部の機能と表示

(a) 商法上の資本の部の機能

商法では、資本は、会社財産を確保するための基準となる計算上の数額であるとし、また、法定準備金⁶⁾も法律の規定により資本の部に計上することを要する計算上の金額、と定義している⁷⁾。つまり、商法にとって、資本（金）や法定準備金は、単に会社財産を拘束するため

⁵⁾ 資本準備金と利益準備金とは会計的には性格は全く異なる。前者は払込資本の1部であり、後者は留保利益の1部の積立である。

⁶⁾ 資本準備金と利益準備金を合せて「法定準備金」という。ここで「法定」とされるのは、準備金の積立が法令で強制されているからである。

⁷⁾ 弥永（[2003]、2-3頁）。その他、竹内（[2001]、90-91頁）「…会社債権者の利益を保護するためには、一株主の有限責任の原則の裏づけとして—会社財産の社外流出につき厳重な法的規制を加える必要がある。そのために中核機能を果たすのが資本である。それは会社財産を確保しなければならない基準として設定する一定の金額であり、観念的な数額である（傍点は筆者）。」、鈴木（[1994]、825頁）「…資本というのは、現行商法における真の意義における意味であって、法定の手続によって定められ、かつ、登記および貸借対照表により公示される一定の数額であって、会社資産を会社に留保させる最小限度を示すものをいう。これは、株式会社の計算の基準となり、会社債権者に対して会社資産が担保となっている基準を示す数額であり、貸借対照表中資本の部に掲げて、これを控除して利益を算定する数額である（傍点は筆者）。」、龍田（[2003]、323-324頁）「…株式会社法でいう資本は資本金であり、会社財産を維持する目標の働きを持つ計算上の数額である（傍点は筆者）。」、

の計算上の数額であり、いわば器(入れ物)として存在しているようである。

竹内〔2001〕, 92-93頁)は、資本(金)や法定準備金を「ダム」という器(入れ物)に例えて、法律上の資本と法定準備金は、ダムにたとえることができる。会社の設立や新株発行に当たり、株式の引受人が約束し履行した出資の額は、すべて社内に蓄積される。このため、株式の発行額全額をもって資本とすることを原則とする。つまり、発行価額全額が会社という貯水池に流れ込み、かつ蓄えられる。そして、出資全額を貯水するためのダムが資本であり、資本に上乗せして築かれた補助ダムとして法定準備金がある。決算期における会社資産の額が、資本というダムとそれを上乗せして築かれた法定準備金という補助ダムの高さにならなければ、配当、賞与等、会社資産を分配することはできない。それ故、配当可能(分配可能)な剰余金として社外に放出できるのは、資本プラス法定準備金というダムを乗り越えてあふれたものだけである、と主張を述べている⁸⁾。

すなわち、商法上、「資本や法定準備金」は会社財産を示す単なる数額であるとするものの会社財産がこの金額を下回る場合、社外流出を認めず、超過する額だけを剰余金として配当可能なものとする。商法上、資本や法定準備金は、会社が最低限、確保し維持していくべき金額(財産)を示し、こうした(資本の)維持は配当(分配)規制を通して行われる。よって、債権者を保護するという商法上の資本の役割⁹⁾は、配当(分配)規制上の資本を維持することにより達成される。したがって、表示形式もこれに従い、商法上の資本の部は、配当(分配)規制上から、それは配当(分配)可能か否か、または法的拘束がなされているか否か、という観点から区分表示されているようである。

② 旧商法による表示期間(計算書類規則)

図表-3

平成12年(2000年)3月 計算書類規則による資本の部の表示

- I 資本金
- II 法定準備金
 - ・ 資本準備金
 - 株式払込剰余金

前田〔2000〕, 13頁)「…資本という制度であって、それは『会社財産を確保するための基準となる一定の金額』のことである。いいかえれば、会社財産がこれより下回ってはならないという基準となる金額が資本である。」、田中〔1994〕, 22頁)「…資本というのは、…会社財産を確保するための基準となる一定の金額のことである。」⁸⁾ その他、同様の見解に神田〔2003〕, 180-181頁)がある。「…株式会社では、有限責任のため会社財産のほかには財産的基礎がないので、商法は、資本という一定額を基準として、それにさらに法定準備金という制度を設け、これらに対応する会社財産を維持することを求め、それを超える部分に限って利益として株主に配当することを認める(傍点は筆者)。…」

⁹⁾ 商法の資本の部の役割は「債権者保護」にある。そしてそれを実質的に支えるものとして、資本の3原則(①資本充実の原則、②資本維持の原則、③資本不変(確定)の原則)がある。すなわち、間接有限責任を負う株主と異なり会社債権者にとって唯一の担保が会社財産であることから、資本に相当する金額は、現実に会社に拠出されていなければならない(資本充実)、その金額が現実に保有され、その金額が維持されていくこと(資本維持)、そしてその金額はみだりに変更しない、とりわけ減少させないこと(資本不変)が求められる。

- 減資差益*及び合併差益
- ・利益準備金

Ⅲ 剰余金

- ・任意積立金
- ・当期末処分利益（又は未処理損失）

Ⅳ 評価差額金

*：減資差益は資本準備金の1項目でその取崩しは、厳しく制限されている(旧商法 289 条)。

計算書類規則では、資本の部の資本金や法定準備金は、維持拘束されるもの、つまり配当（分配）不能な部分で法的拘束を受ける項目として、また、剰余金は、配当（分配）可能な部分、法的拘束されない項目として表示されている。こうした区分表示は商法上の資本の意義（債権者保護）にかなった表示であり明確である。

なお、評価差額金の表示は、「その他有価証券」の時価評価導入（平成 11 年改正）による評価差額金を示すが、それは商法上の配当財源からは除外されている。

③ 平成 13 年改正商法と平成 15 年商法施行規則による表示形式

図表 -4

平成 13 年改正商法を受けての改正計算書類規則（平成 13 年（2001 年）10 月 1 日施行：改正計算書類規則 34 条～ 35 条）による資本の部の表示

I 資本金

II 法定準備金

- ・資本準備金
- ・利益準備金

Ⅲ 剰余金

- ・任意積立金
- ・当期末処分利益（又は未処理損失）
- ・その他の剰余金*
 - 資本準備金減少差益*
 - 減資差益*

Ⅳ 評価差額金

V 自己株式（マイナス表示）**

*：減資差益が、これまでの「資本準備金」の項目から「その他の剰余金」の1項目となり、配当可能財源となった。また、「資本準備金減少差益」の項目も同様の扱いとなった。
「その他の剰余金」項目は、平成 13 年改正商法で生じた当該項目を収容する区分項目である。

**：自己株式（金庫株）の取得・消却・売却が可能となったことから貸借対照表上にその表示方法（計算書類規則 34 条④）が定められた。

図表 -3 は平成 13 年 6 月の改正商法を受けた改正計算書類規則による資本の部の表示である。ここでは資本準備金の取崩減少益や減資差益が「その他の剰余金」の内訳項目として表示されている。他方、自己株式の取得¹⁰⁾を資本の部でマイナス表示としたことについては、商法が「自己株式の取得」の考え方を従来の「資産説」から実質的な資本の減少とみる「資本減少説」へ

¹⁰⁾ 自己株式の取得がここ数年（2000 年あたりより）活発である。その理由として株主に対する対策、自社株を持つことによる M&A の推進、ストックオプションの付与等が考えられるが、そもそも株式発行は、資金調達のためにするものであり、自己株式を取得する行為は株式発行の主旨に反すると思われる。ましてや自己株式を売却し売却益を得ることは必ずしも企業が行う行為ではないとも考える。これも「規制緩和」という“政策”のもとになされたとすればそこに学問・研究の意義を見出すことはできない。

と改めたことを示すものであった¹¹⁾。

平成13年商法改正は会計的観点から重要な改正点を以下のようにみることができる。

- ① 自己株式の取得・保有・消却が認められたこと(210条、旧商法211条の削除)。
- ② 法定準備金の制度の改定により一定の制限はあるが、資本準備金の取崩しを認め、その減少差益を配当財源にしたこと(289条②・③、290条)。
- ③ これまで資本準備金の1項目であった減資差益をその区分から削除し、これも配当財源にしたこと(288条ノ2①四の削除、289条②・③、290条)。

注目すべきは、自己株式処分差益、法定準備金の改定による資本準備金の取崩し差益、減資差益等が、新たな配当(分配)可能財源として容認されたことである¹²⁾。

これまで、自己株式処分差益は、株主からの払込資本と同様の性質を持つことから資本剰余金とすることが適切であるとされていた。また、法定準備金等についても、旧商法は、その289条1項で“資本の欠損に対して填補する場合に限る”と厳しく制限しており、減資差益も、同じく288条ノ2、1項四にて資本準備金として積み立てが要求されていたものである。

しかしながら、平成13年改正商法は、これらを配当財源に組入れ、配当(分配)規制に関する剰余金、準備金の区別を事実上無くしてしまったのである¹³⁾。

こうした改正について、会計的観点から多くの論者から批判¹⁴⁾があったものの商法サイドか

¹¹⁾ 桜井〔2002〕, 4-10頁)は「…改正商法での自己株式が依拠するのは、実質的減資説である…」との見解を述べている。

¹²⁾ その他、額面株式の廃止(旧商法166条①四の削除)、新株予約権制度(同年11月の改正により)の導入等の改正がなされた。

¹³⁾ 株主総会の決議により、資本準備金及び利益準備金の合計額からその資本金の4分の1に相当する額を控除したる金額を限度として減少することを認めている(平成13年改正商法、289条2項)。そしてまた、減資差益も資本準備金の項目から削除している(同、288条ノ2)。

¹⁴⁾ 野口〔2002〕, 17頁)は次のように批判を述べている。

「…商法改正の結果、資本準備金の取崩によって生ずる剰余金も資本金の取崩によって生ずる剰余金も配当財源とされてしまったため、払込資本の1部が商法290条の『利益』に含まれる余地が生まれた。所定の手続きを経た払込資本は、商法上の利益の概念に含まれることになったのである。その概念は会計学上の利益の概念とも、経済学における利潤の概念とも、一般的な感覚での利益の概念とも一致しない商法独特なものとなった。そのような観点からすると、払込資本の払戻が『利益の配当』と称される手続きによって行われることは、利害関係者の判断を誤らせる可能性があり、改善しなければならない。資本制度が変質している以上、商法290条などにおいて『利益の配当』という表現を用いるべきではなく、『会社財産の分配』あるいは『会社財産の払戻』という誤解を招かない表現に改めるべきである(傍点は筆者)。」

同じく、中村〔2002〕, 5頁)は「…この法定準備金が平成13年の改正で大幅に変わった。改正点は、①利益準備金の積立方式が変更されたこと、②減資差益が資本準備金から駆除されたこと、③新たに株式総会の決議により法定準備金を取崩することができるようになったことである。これらはいずれも会計の立場からは好ましくない改正である。…(傍点は筆者)」

また、武田〔2002〕, 237頁)は、会計学、商法の両視点から一連の改正が、“資本制度の変質を示すもの”であるとして次のような見解を述べている。「…法定準備金の減少手続きは、商法が定めている法定準備金に関する拘束(取り崩しに係る規則および配当規制)を取り外す効果を伴うものである。したがって、利益準備金が維持資本から解放されて処分可能領域に振り替えられることは当然としても、資本準備金の減少額は本来株主の払込資本であるにもかかわらず、これもまた処分可能領域に振り替えられてよいということになる。つまり、商法上の『利益ノ配当』として株主に分配され得る金額が変質するのである(傍点は筆者)。」

らは、それほどでもなく、大方、受け入れられている¹⁵⁾。

図表-5

平成 15 年（2003 年）2 月 28 日法務省令 商法施行規則（平成 15 年施行規則 88 条～91 条）による資本の部の表示

I 資本金

II 資本剰余金

- (1) 資本準備金
 - ・ 株式払込剰余金
 - ・ 合併差益
- (2) その他資本剰余金
 - ・ 資本金及び資本準備金減少差益
 - ・ 自己株式処分差益

III 利益剰余金

- (1) 利益準備金
- (2) 任意積立金
- (3) 当期末処分利益

IV 土地再評価差額金

V 株式等評価差額金

VI 自己株式申込証拠金

VII 自己株式（マイナス表示）

平成 15 年の表示形式は、「資本金」、「資本剰余金」と「利益剰余金」、そしてその他の項目として「土地再評価」等の項目が示されている。資本の部が「資本剰余金」、その内訳項目として「資本準備金」、「その他資本剰余金」、また「利益剰余金」、その内訳項目として「利益準備金」等に区分表示されている。

平成 15 年の商法施行規則の改正は、自己株式処分差益を II 資本剰余金の部の「その他資本剰余金」に、そしてこれまでの「減資差益」の項目が「資本金及び資本準備金減少差益」に変更されている。また、評価差額金が、土地の再評価と株式等の評価に区分され独立して表示されている。

こうした表示形式は、平成 18 年の会社法施行とともに会社計算規則のなかで変化し、図表 1-1 のように大きく変わった形式となっていくことになる。

¹⁵⁾ 弥永（[2003]，2 頁）は「平成 13 年商法改正により、…商法の見地からは法定準備金の減少の制度自体は大方の支持を得ている…」と述べている。さらに弥永（[2003]，10 頁）は「…（商法上、）『資本』は配当規制上の概念であり、債権者保護という政策的な観点から設けられていると解されており、何を『資本』とすべきか、視点を変えれば、どれだけの金額を配当可能限度額とすべきかは政策的に決まるものと考えられてきた。…」としたうえで、「…『資本』の源泉が社員の出資でなければならないという論理的必然性はないし、逆に、社員の出資をすべて『資本』としなければならないとも言いきれない」として商法は、その分類表示について、資本の内容や源泉区分までは立ち入らないことを明言している。このことは、「資本および法定準備金」の額に相当する財産が、会社のなかでどのような“形”で保有されているかは問題ではなく、資本の増加・減少すること又は法定準備金の額が増加・減少することそれ自体が現実の会社財産の増減を意味するものではないと考えられ、こうした商法サイドの考えが反映しているのであろう。

Ⅲ 会社法による表示形式と最低資本金制度の廃止

これまで述べたように平成13年改正商法により資本の部は、その内容・性質までも大きく変わってしまった。

しかしながら、会社法ではそうした改正が“より洗練されたルール”として引き継ぎされたという¹⁶⁾。純資産(資本)の部を会計的な視点より評価すれば、最低資本制度の廃止、統一的財源による分配規制、剰余金概念と分配可能額の算出が、とりわけ重要である。ここでは最低資本金制度の廃止について取り上げる。それは会計ばかりではなく株式会社制度の根幹をなす大きな変質であるからである。

資本金は、払込資本で資本準備金とともに会社財産を示す金額であり、最低資本金制度¹⁷⁾は債権者保護と資本充実に対する担保額であったものである¹⁸⁾。しかしながら、会社法では、その447条2項(会社計算規則25条②)でこの最低資本金制度を廃止してしまったのである¹⁹⁾。つまり、資本金は設立時から「零」でもよく、また減資で「零」にしてもよいことになったのである²⁰⁾。その理由として、会社法の目的が、会社設立に際しての大幅な規制緩和にあったこと²¹⁾、また、資本金を単なる数額としてみる商法独特の資本観によるもの²²⁾であったことが挙げられるが、会計的観点からは、資本金が「零」であることに、また、この改正から

¹⁶⁾ 神田〔2006 a〕, 42-46頁)。

¹⁷⁾ 平成2(1990)年の商法改正で導入された「最低資本金制度」を指す。それによると、株式会社にあつては1,000万円、有限会社(出資金)にあつては300万円がその最低資本金額として定めている。前田〔2000〕, 14-15頁)は最低資本制度導入の意義を次のように述べている。「…株式会社では、株主が間接責任を負うにすぎず、会社債権者が債権の満足を受けるためにあてにできるのが会社財産だけであることから、会社財産を確保するための基準となる金額として資本の制度が設けられているのであるが、この基準となる金額が小さくは資本の制度を設けた意味がない。そこで、平成2年商法改正で、株主が間接有限責任の利益を享受するための最小限度の代償として、…最低資本金制度を導入したのである。」

¹⁸⁾ 近藤〔2006〕, 322頁)。

¹⁹⁾ 但し、会社法27条4項にて、設立に際して会社が出資すべき額またはその最低限が定款の記載事項とされている。

²⁰⁾ 但し、「零」という金額がないため最低1円ということになる。

²¹⁾ 神田〔2006 a〕, 42-46頁)は、会社法の底流にあるものは①ファイナンス分野、②ガバナンス分野、③会計法制、④ベンチャー企業育成等の4つの分野であるとしているが、そのうち④ベンチャー企業育成では、次のように述べている。「…ベンチャー企業育成等では、企業をサポートする様々な規制が緩和されまた撤廃された。たとえば、最低資本金制度の撤廃である。これはいわば最低資本金制度を因数分解して、設立の時に果たす機能と剰余金分配時に果たす機能を区別整理をしたことであるとされ、資本金の機能分化を意味している…」 小林〔2005〕, 21頁)も「…バブルの崩壊後の不況のもと、新たな事業の創出という観点から、起業促進する必要があるが、最低資本金は新たな起業の障害となっているとの批判がなされた。また、諸外国においても、資本制度の見直しの議論の中で、高額な最低資本金制度は、新規参入の障害になるとの問題点が指摘された。…」と述べている。

²²⁾ 神田〔2006 b〕, 29頁)は、元来、資本金は貸借対照表上公表される単なる数字に過ぎないものであり、何が役割かといえば、それは剰余金分配のためにクッションで分配可能額計算のための引き算のもとになる金額といったものである。そうであれば、その金額は「零」でもかまわないものだ、といい、また、小林〔2005〕, 21頁)も会社設立時においては、会社債権者の保護に役立つところは少なく、最低資本金制度はかえって足枷になる、と述べている。

100%の減資も可能となることに理解はできない。資本金額が単なる数字上の金額であっても、それは登記事項でもあり、また、利害関係者が資本金額を知り会社財産を判断できるような一定の基準を示すものであったはずである。また、会社設立時に資本金が「零」でもよいとは、負債、つまり借入金、社債等による資本調達を意味し、そこには「資本」の存在だけでなく、株式を発行することで資金の調達をする「株式会社」の存在までも否定しているように思われてならない²³⁾。

また、表示形式にしても図表 1-1 の会社計算規則の表示をみるとおり、純資産の部は、Ⅰ株主資本、Ⅱ評価・換算差額、Ⅲ新株予約権に区分されている。株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式等に細分され、その内、資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に、また、同じく利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金に区分され、表示形式として、一応は、会計上の表示形式である資本性、利益性の剰余金の区別がなされていることは理解できる²⁴⁾。

しかしながら、株主資本にこのような区分は果して必要とされるのであろうか。前節でも述べたように会計上の資本の部は平成 13 年改正商法において曖昧なものとなり、現在またそれは会社法に引き継がれ、さらに資本項目間の変動として株主資本の区分では、資本剰余金、利益剰余金各々の内部での相互振替（会社計算規則 49 条～ 52 条）、資本金から資本準備金への振替（会社法 447 条）、その他資本剰余金からの資本金への振替（会社法 450 条、会社計算規則 48 条①二）が可能であり、また、最低資本金制度の廃止をみたことから維持すべき資本の額も疑問視され、資本金の存在（区分表示）さえ揺らいでいるのが実際である²⁵⁾。

梅原（〔2005〕、39 頁）は、こうした状況での区分表示の在り方について、次のようにその否定的な見解を述べている。

「…現行制度において剰余金区別の要請を貫く必然性は乏しいという点である。既に払込資本を維持するという制度的な保証はなく、それ以外の機能を論証することも困難である。しかも剰余金区別の要請をみたまには、期中に認識した勘定科目を再分

²³⁾ こうした最低資本金制度の廃止についての議論は、稲葉・郡谷（〔2006〕、157-161 頁）の対談「会社法の主要論点をめぐって－資本金を零にすることを認めた理由」において詳しく議論がなされている。また、稲葉（〔2006〕、145-148 頁）の「会社法へのいくつかの疑問」の中でも議論がなされている。また、法律学者である片木（〔2005〕、54 頁）は最低資本金制度の廃止に次のような危惧の言葉を述べている。「…わが国の一連の改正で、資本制度にもとづく資産維持機能がなし崩し的に弱体化していく中で、債権者の事後的な救済手段を強化する立法的な手当てはなされていない。特に最低資本金制度の完全撤廃により、同制度確立前に頻出した、法人格の形骸化を根拠とする法人格否認紛争の再来が予想される。…」

²⁴⁾ 会社計算規則は、法務省令であり「会社法」という法律の委任を受けて成立したものであるが、会社法が持つ純資産の部の機能と計算規則による表示とはその内容にズレがあるように思われてならない。そのことが会社法の純資産の部の理解をより難しくさせているように思われてならない。すなわち、計算規則は、会計表示を重視したことから法律の委任を超えた内容が含まれていると考えられるのである。しかしながら、そのことは、つまるところ純資産の機能とその表示との乖離をみるに至るのである。

²⁵⁾ これまで資本制度について“揺らぎ”、また、“曖昧さ”等の表現を使い、“資本制度が崩壊した”という表現は使っていない。それは、資本制度の崩壊については議論のあるところだからである。会計的観点からは崩壊したと考えられているが、法律的には、配当規制や債権者保護手続きが存在していることから資本制度は存続しているとみられる。

類しなければならない。また自己株式のように、もともと剰余金区別にあてはまらない暫定勘定もある。

そうであれば、資本剰余金や利益剰余金といった資本の部の中区分をあえて設けずに、むしろ期中取引や商法規定に従って処理された勘定科目をそのままに表示した方が、より有用な情報を提供できるとも考えられる。配当規制にも合致しない表示区分を制度的に維持すべきかどうかについては、剰余金区別の本来的な機能に立ち返った慎重な検討が必要であろう。…(傍点は筆者)』

すなわち、これまでの資本の意義が希薄化し、資本の部が、資本と利益を区別するための表示でもなく、それはまた配当規制のための表示区分にも合致せず、そして会社財産額を確保し資本維持を通じて債権者保護をなすこともない状況では、剰余金をあえて区分する必要性はない、とのことである。

では、この場合、会社計算規則が示す区分表示(図表1-1)は何を意味するであろうか。

多分、それは、資本の機能による関連付けなどとも関係はなく、単なる表示による情報提供だけの役割に留まるのではなかろうか。つまり、剰余金に算入した払込資本からの払戻しの額がいくらなのか(その他資本剰余金)、資本準備金の取崩益なのか、自己株式の処分差益なのか、資本金の払込資本と留保利益からの配当がいくらかを単に知らせるものとしての役割である²⁶⁾。すなわち、単なる“Reporting”としての役割だけの存在ではなかろうか²⁷⁾。

IV 結び

これまでわが国の資本制度における資本の部の表示形式の変遷と会社法施行による最低資本金制度の廃止の疑義について検討してきたが、会計的観点からは平成13年の商法改正により資本の部が変化し、平成18年施行の会社法でそれがより大きな変化となり変質してしまった。そこでは表示形式は定められているものの会計の使命とする“資本と利益の区別”、資本維持等の“姿”とそれが持つ会計的な役割を当該表示形式からはみることにはできない。

他方、会社法の施行時において会計的観点からも最低資本金制度の廃止について多く否定的な議論が発信されたものの現在(平成25年末)、それほど意見の発信はみられない。それはこうした制度が既に定着してしまい、もう会計(理論)の届かないところへ行ってしまったのかもしれない。

²⁶⁾ 万代([2006])は、第65回日本会計研究学会の統一論題報告のなかで、利害調整の観点から会社法の資本の部の表示について、①自己株式の会計、②払込資本の払戻しと留保利益の配当を区別するため、③財務制限条項と3つの意義を述べているが、これら3つの意義は、資本の機能と表示の役割が一致することを前提としているわけではなく、それらは各々金額を示すことで会計情報を提供するに過ぎないものではないかと…。

²⁷⁾ IAS(国際会計基準)は、International Accounting Standardsの略で“会計基準”となるが、IFRS(国際財務報告基準)は、International Financial Reporting Standardsの略でこれは“報告基準”となる。こうした点からも会計の役割が後退しているのかもしれない。

【参考・引用文献】

- ・稲葉（[2006]）：稲葉威雄（稿）「新会社法 - その運用のあり方を探る（第9回・最終回）」『企業会計』第58巻5号，2006年5月。
- ・稲葉・郡谷（[2006]）：稲葉威雄・郡谷大輔両氏の対談「会社法の主要論点をめぐって」『企業会計』第58巻6号，2006年6月。
- ・梅原（[2005]）：梅原秀継（稿）「会計理論からみた資本の部の変容」『企業会計』第57巻9号，2005年9月。
- ・片木（[2005]）：片木晴彦（稿）「資本制度の国際比較」『企業会計』第57巻9号，2005年9月。
- ・神田（[2003]）：神田秀樹著『会社法 [第4版補正版]』弘文堂，2003年。
- ・神田（[2006 a]）：神田秀樹著『会社法入門』岩波新書，2006年。
- ・神田（[2006 b]）：神田秀樹（稿）「計算・組織再編・敵対的買収防衛（緊急インタビュー）」『企業会計』第58巻4号，2006年4月。
- ・近藤（[2006]）：近藤光男著『最新株式会社法（第3版）』中央経済社，2006年。
- ・小林（[2005]）：小林量（稿）「新会社法による資本の変容」『企業会計』第57巻9号，2005年9月。
- ・桜井（[2002]）：桜井久勝（稿）「自己株式と法定準備金の会計処理」『税経セミナー』2002年6月号。
- ・鈴木（[1994]）：鈴木竹雄著『新版 会社法 全訂第5版』弘文堂，1994年。
- ・龍田（[2003]）：龍田 節著『会社法 [第9版]』有斐閣，2003年。
- ・中村（[2006]）：中村 忠（稿）「新会社法と簿記」『税経セミナー』2006年7月号。
- ・中村（[2002]）：中村 忠（稿）「会社会計の新たな問題」『税経セミナー』2002年1月号。
- ・野口（[2002]）：野口晃弘（稿）「商法改正と資本金の再構築」『会計』第162巻5号，2002年11月。
- ・前田（[2000]）：前田 庸著『会社法入門 [第7版]』有斐閣，2000年。
- ・万代（[2006]）：万代勝信，第65回日本会計研究学会統一論題「新会社法と会計基準—資本と利益の区別を中心に—」2006年9月7日（於：専修大学）。
- ・武田（[2002]）：武田隆二著『会计学一般教程<第5版>』中央経済社，2002年。
- ・竹内（[2001]）：竹内昭夫著『株式会社法講義』有斐閣，2001年。
- ・田中（[1994]）：田中誠二著『三全訂 会社法詳論（下巻）』草書房，1994年。
- ・弥永（[2003]）：弥永真生著『資本の会計』中央経済社，2003年。

（注記）本稿は、2013年12月27日開催された名古屋大学大学院 野口晃弘教授が主宰する『現代資本会計研究会』にて報告したものに、加筆・訂正をおこなったものである。当日、野口晃弘教授（名古屋大学）、齊藤真哉教授（横浜国立大学）、山田純平准教授（明治学院大学）から貴重なるコメントいただいた。記してお礼を申し上げる。